



# 特定小型原動機付自転車Q&A No. 3

## ～従う信号機～



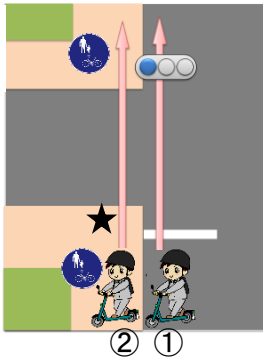
特定小型原動機付自転車は「車両」ですので、原則は車両用の信号機に従って走行しますが、歩行者用の信号機に従う場合もありますので、利用する前に交通ルールをよく確認しましょう。

①…特定小型原動機付自転車 ②…特例特定小型原動機付自転車

### Q 車両用と歩行者用どちらの信号機の信号を守ればいい？



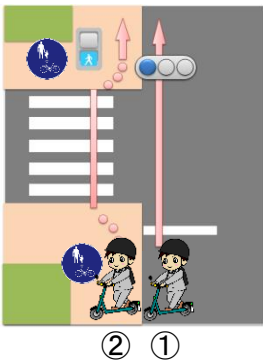
#### パターン① 歩行者用の信号機がない場合



特定小型原動機付自転車と**特例特定**小型原動機付自転車は、車両用の信号機に従います。

車両用の信号機が赤信号の場合、**特例特定**小型原動機付自転車は★マークの位置で停止します。

#### パターン② 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がない場合

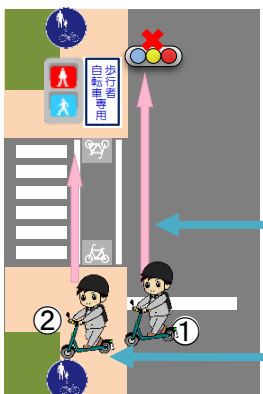


特定小型原動機付自転車  
⇒ 車両用の信号機  
に従います。

**特例特定**小型原動機付自転車  
⇒ 歩行者用の信号機  
に従います。

**特例特定**小型原動機付自転車は、横断歩道を通行できますが、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗車したまま通行してはいけません。

#### パターン③ 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がある場合



歩行者用信号機に「歩行者及び自転車専用」の標示がある場合は、特定小型原動機付自転車も**特例特定**小型原動機付自転車と同じく歩行者用の信号機に従います。

特定小型原動機付自転車は、自転車ではないため、自転車横断帯を通行する必要はありません。

**特例特定**小型原動機付自転車は、自転車横断帯を通行できますが、自転車と接触しないように注意しましょう。